

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長
2	要望の内容	<p>措置の対象 P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の適用期限を延長すること。</p> <p>措置内容 特別償却措置（初年度 14/100）</p>
3	担当部局	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>P C B 汚染物等処理用設備 P C B 汚染物等処理用設備は、平成 13 年度に拡充され、平成 15 年度・平成 17 年度・平成 18 年度、平成 20 年度税制改正において、2 年間の延長が認められ、平成 22 年度税制改正要望においては、対象を環境大臣による無害化認定を受けて設置された施設に限定し、1 年間の延長が認められた。</p> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 石綿含有廃棄物無害化処理用設備は、平成 18 年度に拡充され、平成 19 年度税制改正において、産業廃棄物処理用設備のうちばい煙処理装置を石綿含有廃棄物無害化処理用設備とともに使用されるものに対象を限定され、平成 20 年度税制改正において、2 年間の延長が認められ、平成 22 年度税制改正要望において、1 年間の延長が認められた。</p>
6	適用又は延長期間	2 年間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備の整備を促進することを通じて、P C B 廃棄物、石綿含有廃棄物等の適正な処理の確保し、もって生活環境の保全を図ることを目的とするものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 10 条 ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号）第 3 条
	政策目的及びその根拠	

			<p>・ アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合とりまとめ）（以下、該当箇所抜粋） 「アスベスト廃棄物処理施設（溶融施設、破碎施設等）を所得税・法人税の特別償却の対象施設として追加する等の税制上の措置により、アスベスト廃棄物の無害化処理を促進する。また、無害化処理の研究・技術開発を支援する。」</p>										
		政策体系における政策目的の位置付け	廃棄物・リサイクル対策の推進										
		達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>PCB 汚染物等無害化処理用設備 無害化処理施設の設置を進め、PCB 廃棄物特別措置法に基づき微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理を完了する。</p> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 無害化処理施設を早急に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿含有廃棄物処理量（単位） ・ PCB 汚染廃棄物等処理量（単位） <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制優遇措置により、PCB 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備の設置が促進され、そのことにより有害性のある微量 PCB 汚染廃電気機器等や石綿含有廃棄物等の無害化処理が進み、もって生活環境の保全に資する。</p>										
8	有効性等	適用数等	<p>< 過去実績 ></p> <p>PCB 汚染物等無害化処理用設備（単位：件）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">平成 19 年度</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> </table> <p>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備（単位：件）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">平成 19 年度</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	平成 19 年度	6	平成 20 年度	3	平成 21 年度	6	平成 19 年度	1	平成 20 年度	0
平成 19 年度	6												
平成 20 年度	3												
平成 21 年度	6												
平成 19 年度	1												
平成 20 年度	0												

		<p>平成 21 年度 0</p> <p>< 今後の見込み > P C B 汚染物等無害化処理用設備（単位：件） 期間内におおむね 10 件が見込まれる。</p> <p>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備（単位：件） 期間内におおむね 6 件が見込まれる。</p>
	減収額	<p>< 過去実績 ></p> <p>P C B 汚染物等無害化処理用設備（単位：百万円）</p> <p>平成 19 年度 1,258 平成 20 年度 302 平成 21 年度 704</p> <p>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備（単位：百万円）</p> <p>平成 19 年度 315 平成 20 年度 0 平成 21 年度 0</p> <p>< 今後の見込み > 期間内におおむね 270（百万円）の減収が見込まれる。</p>
	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 20 年度～平成 22 年度）</p> <p>本税制優遇措置により、P C B 汚染物等無害化処理用設備に設置についてはおおむね 10 件、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に設置についてはおおむね 6 件の設置がそれぞれ見込まれ、そのことにより有害性のある微量 P C B 汚染廃電気機器等や石綿含有廃棄物等の無害化処理が進み、もって生活環境の保全につながるものと考えている。</p> <p>なお、平成 22 年 8 月の段階で、無害化処理認定申請を行った事業者は 6 社、認定を受けた事業者は 3 社となっている。今後さらに申請件数が増加するものと見込まれる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 24 年度）</p> <p>期間内におおむね 11,000 トンの処理が見込まれる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度）</p> <p>石綿含有廃棄物等については、建築物の解体等の増加によ</p>

			<p>り大量に発生すると考えられることから、円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、その処理方法は事実上、最終処分場に埋め立てる方法に限られているところであり、一刻も早い無害化処理施設の整備が求められている。また、微量PCB汚染廃電気機器等については、法に基づく期限内処理の推進のために、できるだけ早期に処理施設の導入・整備を促進させなければならない。</p> <p>仮に本税制優遇措置が延長されなかった場合、有害性のあるこれら廃棄物の無害化処理が促進されず、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態や最終処分場のひっ迫を招くことが想定される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成20年度～平成22年度)</p> <p>本無害化認定制度は、平成18年に創設されたものであり、微量PCB汚染廃電気機器等については、平成21年11月に無害化認定制度の対象となったところ。</p> <p>平成22年8月の段階で、無害化処理認定申請を行った事業者は6社、認定を受けた事業者は3者となっている。今後さらに申請件数が増加するものと見込まれる。</p>
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>PCB 廃棄物・石綿廃棄物の施設は設置時のコストが高額であり、税制措置による支援が適当。</p>
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算措置：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 (11,874 千円) ・PCB 廃棄物適正処理対策推進事業 (100,073 千円の内数) <p>地方税：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の課税標準の特例 <p>融 資：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫による融資制度(環境・エネルギー対策資金) <p>PCB 廃棄物・石綿含有廃棄物の無害化処理技術を認定するなど、これら廃棄物の適正処理を促進するための予算措置については事業者による処理施設の設置を直接に促進するものではない。</p>
		地方公共団体が協力する相当性	

10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	